

薬用植物栽培指導員に関する規程

平成25年11月20日 制定

平成26年 3月10日 一部改正

令和 3年 6月 3日 一部改正

(目的及び設置)

第1条 公益社団法人東京生薬協会が実施する薬用植物国内栽培事業における薬用植物栽培等の指導・研修等の業務を行うため、薬用植物栽培指導員(以下「栽培指導員」という。)を置く。

(委 嘱)

第2条 栽培指導員は、栽培委員会が選出し次の各号に該当する者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 薬用植物栽培に関する知識・経験が豊富な者
- (2) 優れた人格および識見を備えていること
- (3) 当協会の会員であること

(任 期)

第3条 栽培指導員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

(手当及び旅費)

第4条 栽培指導員が職務のため出張、又はオンライン会議に出席したときは、指導料、旅費を支給する。

栽培指導員の指導料・旅費の額は、次のとおりとする。

- (1) 指導料 25,000 円/日
オンライン会議 2,500 円/時間
- (2) 宿泊費 15,000 円 (1泊2食付、但し、これを上回るときはその実費)
- (3) 交通費 実費 (航空機、特急料金、タクシー代等を含む)

(解 嘱)

第5条 会長は、栽培指導員が次の各号の一に該当するときは解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため任務の遂行に支障があるとき。
- (2) その職の信用を傷つけるような行為があったとき。
- (3) 本人から解嘱の願い出があったとき。
- (4) 栽培指導員制度を縮小するとき。

(本規程に定めのない事項)

第6条 本規程にない事項については、協議のうえ検討する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 本規程の変更は、令和 3年 6月 3日より施行する。